

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年2月12日(2021.2.12)

【公開番号】特開2020-168034(P2020-168034A)

【公開日】令和2年10月15日(2020.10.15)

【年通号数】公開・登録公報2020-042

【出願番号】特願2019-69552(P2019-69552)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月18日(2020.12.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

種々の演出表示が可能な表示手段を備え、

前記表示手段とは異なる位置であり、かつ、遊技者が視認可能な位置に第1標章と第2標章とがそれぞれ個別に常時表示されている遊技機であって、

前記第1標章は、機種名称の少なくとも一部を示す第1識別情報であり、

前記第2標章は、機種名称とは異なる第2識別情報であり、

前記第1標章の表示態様を、立体的かつ正面視で略水平状に表示される特定表示態様とし、

前記第2標章の表示態様は、平面的かつ正面視で非水平状に表示される非特定表示態様とした、

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記第1標章は、複数文字で構成される文字標章であり、当該複数文字が1行で表示され、

前記第2標章は、複数文字で構成される文字標章であり、当該複数文字が2行以上または2列以上で表示される、

ことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記第1標章は、複数文字で構成される文字標章であり、当該複数文字の文字間隔が略同一であり、

前記第2標章は、複数文字で構成される文字標章であり、当該複数文字のうち少なくとも一部の文字間隔が異なる、

ことを特徴とする請求項1または2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記第1標章は、複数文字で構成される文字標章であり、当該複数文字の文字サイズが略同一であり、

前記第2標章は、複数文字で構成される文字標章であり、当該複数文字のうち少なくとも一部の文字サイズが異なる、

ことを特徴とする請求項1～3のいずれかに記載の遊技機。

**【請求項 5】**

前記第1標章は、複数文字で構成される文字標章であり、当該複数文字の文字フォントが略同一であり、

前記第2標章は、複数文字で構成される文字標章であり、当該複数文字のうち少なくとも一部の文字フォントが異なる、

ことを特徴とする請求項1～4のいずれかに記載の遊技機。

**【請求項 6】**

前記表示手段とは異なる位置であり、かつ、遊技者が視認可能な位置に、前記第1標章および前記第2標章とは異なる第3標章が常時表示されている遊技機であって、

前記第1標章は、少なくとも第1文字と第2文字とを含む2文字以上で構成される標章であり、

前記第3標章は、少なくとも第3文字と第4文字とを含む2文字以上で構成される標章であり、

前記第1標章と前記第3標章のいずれも、発光態様が変化可能に構成されるとともに、

前記第1標章は、前記第1文字と前記第2文字とを個別に発光可能に構成され、

前記第3標章は、前記第3文字と前記第4文字とを個別に発光不能に構成された、

少なくとも非遊技期間中における第1期間においては、前記第1標章における前記第1文字と前記第2文字をともに発光させる、

ことを特徴とする請求項1～5のいずれかに記載の遊技機。

**【請求項 7】**

前記表示手段とは異なる位置であり、かつ、遊技者が視認可能な位置に、前記第1標章および前記第2標章とは異なる第3標章が常時表示されている遊技機であって、

前記第1標章は、少なくとも第1文字と第2文字とを含む2文字以上で構成される標章であり、

前記第3標章は、少なくとも第3文字と第4文字とを含む2文字以上で構成される標章であり、

前記第1標章と前記第3標章のいずれも、発光態様が変化可能に構成されるとともに、

前記第1標章は、前記第1文字と前記第2文字とをそれぞれ異なる系統色で発光可能に構成され、

前記第3標章は、前記第3文字と前記第4文字とをそれぞれ異なる系統色で発光不能に構成され、

少なくとも非遊技期間中における第1期間においては、前記第1標章における前記第1文字と前記第2文字を同一系統色で発光させる、

ことを特徴とする請求項1～6のいずれかに記載の遊技機。

**【請求項 8】**

前記表示手段とは異なる位置に配置され、遊技の進行における所定のタイミングで変位可能な第4標章を備えた遊技機であって、

前記第1標章は、遊技の進行タイミングに関わらずその全体像が視認可能であり、

前記第4標章は、少なくとも遊技の進行における所定のタイミングにおいては、その全体像のうち少なくとも一部が視認不能である、

ことを特徴とする請求項1～7のいずれかに記載の遊技機。

**【手続補正2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の上記目的は、下記の手段によって達成される。

(1)種々の演出表示が可能な表示手段を備え、

前記表示手段とは異なる位置であり、かつ、遊技者が視認可能な位置に第1標章と第2標章とがそれぞれ個別に常時表示されている遊技機であって、

前記第1標章は、機種名称の少なくとも一部を示す第1識別情報であり、

前記第2標章は、機種名称とは異なる第2識別情報であり、

前記第1標章の表示態様を、立体的かつ正面視で略水平状に表示される特定表示態様とし、

前記第2標章の表示態様は、平面的かつ正面視で非水平状に表示される非特定表示態様とした、

ことを特徴とする遊技機。

(2) 前記第1標章は、複数文字で構成される文字標章であり、当該複数文字が1行で表示され、

前記第2標章は、複数文字で構成される文字標章であり、当該複数文字が2行以上または2列以上で表示される、

ことを特徴とする上記(1)に記載の遊技機。

(3) 前記第1標章は、複数文字で構成される文字標章であり、当該複数文字の文字間隔が略同一であり、

前記第2標章は、複数文字で構成される文字標章であり、当該複数文字のうち少なくとも一部の文字間隔が異なる、

ことを特徴とする上記(1)または上記(2)に記載の遊技機。

(4) 前記第1標章は、複数文字で構成される文字標章であり、当該複数文字の文字サイズが略同一であり、

前記第2標章は、複数文字で構成される文字標章であり、当該複数文字のうち少なくとも一部の文字サイズが異なる、

ことを特徴とする上記(1)～(3)のいずれかに記載の遊技機。

(5) 前記第1標章は、複数文字で構成される文字標章であり、当該複数文字の文字フォントが略同一であり、

前記第2標章は、複数文字で構成される文字標章であり、当該複数文字のうち少なくとも一部の文字フォントが異なる、

ことを特徴とする上記(1)～(4)のいずれかに記載の遊技機。

(6) 前記表示手段とは異なる位置であり、かつ、遊技者が視認可能な位置に、前記第1標章および前記第2標章とは異なる第3標章が常時表示されている遊技機であって、

前記第1標章は、少なくとも第1文字と第2文字とを含む2文字以上で構成される標章であり、

前記第3標章は、少なくとも第3文字と第4文字とを含む2文字以上で構成される標章であり、

前記第1標章と前記第3標章のいずれも、発光態様が変化可能に構成されるとともに、前記第1標章は、前記第1文字と前記第2文字とを個別に発光可能に構成され、前記第3標章は、前記第3文字と前記第4文字とを個別に発光不能に構成された、少なくとも非遊技期間中における第1期間においては、前記第1標章における前記第1文字と前記第2文字とともに発光させる、

ことを特徴とする上記(1)～(5)のいずれかに記載の遊技機。

(7) 前記表示手段とは異なる位置であり、かつ、遊技者が視認可能な位置に、前記第1標章および前記第2標章とは異なる第3標章が常時表示されている遊技機であって、

前記第1標章は、少なくとも第1文字と第2文字とを含む2文字以上で構成される標章であり、

前記第3標章は、少なくとも第3文字と第4文字とを含む2文字以上で構成される標章であり、

前記第1標章と前記第3標章のいずれも、発光態様が変化可能に構成されるとともに、前記第1標章は、前記第1文字と前記第2文字とをそれぞれ異なる系統色で発光可能に構成され、

前記第3標章は、前記第3文字と前記第4文字とをそれぞれ異なる系統色で発光不能に構成され、

少なくとも非遊技期間中における第1期間においては、前記第1標章における前記第1文字と前記第2文字を同一系統色で発光させる、

ことを特徴とする上記(1)～(6)のいずれかに記載の遊技機。

(8) 前記表示手段とは異なる位置に配置され、遊技の進行における所定のタイミングで変位可能な第4標章を備えた遊技機であって、

前記第1標章は、遊技の進行タイミングに関わらずその全体像が視認可能であり、

前記第4標章は、少なくとも遊技の進行における所定のタイミングにおいては、その全体像のうち少なくとも一部が視認不能である、

ことを特徴とする上記(1)～(7)のいずれかに記載の遊技機。